

用 語 の 解 説

【職業等基本集計】

職業等基本集計は、全ての調査票を用いて市区町村別の就業者の職業（大分類）別構成等に関する結果について集計したものです。この結果によって、職業別の就業者数、就業者の産業と職業の関係などを把握することができるほか、親子の同居の状況も把握することができます。

全国の詳細な結果は、下記URLの「統計表一覧」を参照してください。

URL <http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/index.htm>

【職業】

「職業」とは、就業者について、調査週間中、その人が実際に従事していた仕事の種類によって分類したものをいいます（「休業者」（調査週間中仕事を休んでいた人）については、その人がふだん従事している仕事の種類）。

国勢調査に用いている職業分類は、日本標準職業分類を国勢調査に適合するように集約して編成したもので、分類の詳しさの程度により、大分類、中分類、小分類があり、全ての調査票を用いた集計では、大分類について集計しています。

大分類は12項目、中分類は57項目、小分類は232項目に区分されています。

A 管理的職業従事者

事業経営方針の決定・経営方針に基づく執行計画の樹立・作業の監督・統制など、経営体の全般又は課（課相当を含む）以上の内部組織の経営・管理の仕事に従事するものが分類されます。国・地方公共団体の各機関の公選された公務員も本分類に含まれます。

ただし、経営又は管理に従事するものであっても次の仕事に従事するものは本分類に含まれません。

- （１）研究所長・病院長・診療所長・歯科診療所長・歯科医院長・裁判所長・検事総長・検事長・検事正・公正取引委員会審査長・海難審判所審判長・特許庁審判長・校長は「大分類B－専門的・技術的職業従事者」に分類されます。
- （２）自衛官・警察官・海上保安官・消防員は「大分類F－保安職業従事者」に分類されます。

B 専門的・技術的職業従事者

高度の専門的水準において、科学的知識を応用した技術的な仕事に従事するもの及び医療・教育・法律・宗教・芸術・その他の専門的性質の仕事に従事するものが分類されます。

この仕事を遂行するには、通例、大学・研究機関などにおける高度の科学的訓練・その他専門的分野の訓練又はこれと同程度以上の実務の経験あるいは芸術上の創造的才能を必要とします。

C 事務従事者

一般に課長（課長相当職を含む）以上の職務にあるものの監督を受けて、庶務・文書・人事・調査・企画・会計などの仕事並びに生産関連・営業販売・外勤・運輸・通信に関する事務及び事務用機器の操作の仕事に従事するものが分類されます。

ただし、課長（課長相当職を含む）以上の職務にあるものは「大分類A－管理的職業従事者」に分類されます。

D 販売従事者

有体的商品の仕入・販売、不動産・有価証券などの売買の仕事、有体的商品・不動産・有価証券などの売買の仲立・取次・代理などの販売類似の仕事、商品の売買・製造・サービスなどに関する取引上の勧誘・交渉・受注・契約締結、保険の代理・募集などの営業の仕事に従事するものが分類されます。

ただし、販売に伴う接客サービスの仕事に従事するものは「大分類E－サービス職業従事者」に分類されます。

E サービス職業従事者

個人の家庭における家事サービス、介護・身の回り用務・調理・接客・娯楽など個人に対するサービス及び他に分類されないサービスの仕事に従事するものが分類されます。

F 保安職業従事者

国家の防衛，社会・個人・財産の保護，法と秩序の維持などの仕事に従事するものが分類されます。自衛官・警察官・海上保安官・消防員として任用されていて，医療・教育・事務などのように，他の分類項目に該当する仕事に従事するものも本分類に含まれます。

G 農林漁業従事者

農作物の栽培・収穫，養蚕，家畜・家さん・その他の動物の飼育，林木の育成・伐採・搬出，水産動植物（両生類を含む）の捕獲・採取・養殖をする仕事及びその他の農林漁業類似の仕事並びにこれらに関連する仕事に従事するものが分類されます。

H 生産工程従事者

生産設備の制御・監視の仕事，機械・器具・手道具などを用いて原料・材料を加工する仕事，各種の機械器具を組立・調整・修理・検査する仕事，製版・印刷・製本の作業，生産工程で行われる仕事に関連する仕事及び生産に類似する技能的な仕事に従事するものが分類されます。

I 輸送・機械運転従事者

機関車・電車・自動車・船舶・航空機などの運転・操縦の仕事及びその他の関連する仕事並びに定置機関・機械及び建設機械を操作する仕事に従事するものが分類されます。

J 建設・採掘従事者

建設の仕事，電気工事に係る作業を行う仕事，ダム・トンネルの掘削などの仕事，鉱物の探査・試掘・採掘・採取・選鉱の仕事に従事するものが分類されます。

ただし，建設機械を操作する仕事に従事するものは「大分類Ⅰ－輸送・機械運転従事者」に分類されます。

K 運搬・清掃・包装等従事者

主に身体を使って行う定型的な作業のうち，運搬・配達・梱包・清掃・包装等の仕事に従事するものが分類されます。

L 分類不能の職業

いずれの項目にも含まれない職業が分類されます。これは主に調査票の記入が不備であって，いずれの項目に分類すべきか不明の場合又は記入不詳で分類しえないものです。

より詳細な定義や内容例示については、『平成 22 年国勢調査に用いる職業分類』を参照してください。

URL <http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/users-g/pdf/syokugyo.pdf>

【その他の用語】

その他の用語については、『平成 22 年国勢調査 調査結果の利用案内－ユーザズガイドー』を参照してください。

URL <http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/users-g.htm>